

あなたの意見を
お寄せください

弘前市空き家等対策計画（改訂案） への意見募集（パブリックコメント）



空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき策定された「弘前市空き家等対策計画」について、計画期間の満了に伴い見直しを行います。このたび改訂案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▼募集期間 8月15日(火)～9月14日(木・必着)

▼閲覧方法

○市ホームページから閲覧

○次の場所で閲覧（平日の午前8時30分～午後5時）

建築指導課（市役所3階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）、各出張所

※市民課駅前分室は、土・日曜日、祝日も閲覧可。

▼対象 ①市内に住所を有する人／②市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体／③市内の事務所または事業所に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人／⑥本計画（改訂案）に利害関係を有する人

▼提出方法 指定の様式に、氏名（法人等の場合

は名称および代表者氏名）、住所、在住・在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ「弘前市空き家等対策計画（改訂案）へ意見」など）を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、建築指導課宛て

②建築指導課へ直接持参（平日の午前8時30分～午後5時）

③ファクス…38-5866

④Eメール…kenchikushidou@city.hirosaki.lg.jp

⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所 ※記入漏れがある場合は意見として受け付けできませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▼意見の公表など 寄せられた意見などは、計画改訂の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します／個別回答はしませんのでご了承ください。

■問い合わせ先 建築指導課空き家対策係（☎40-0522）

対象事業者は
申請を

弘前市中小企業者等高圧・特別高圧電気価格 高騰対策支援金の交付

市では、電気価格の高騰の影響を受けている高圧・特別高圧電気利用事業者の事業継続を支援するため、支援金を交付します。

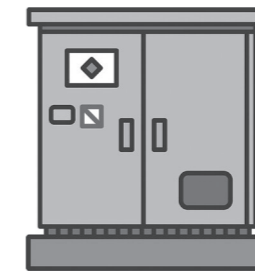
▼対象 次の①～④の要件を全て満たし、小売電気事業者から高圧または特別高圧の電力供給を受けている事業所（店舗、工場、事務所など）を市内に有する中小企業者・個人事業者等

①小売電気事業者と高圧または特別高圧の電力供給に関する契約を締結し、小売電気事業者に電気料金を負担していること。

②市内の事業所で実際に事業を行っており、申請後も1年以上継続して事業を営む意思を有していること。

③事業者（法人の場合は代表者および役員）が暴力団員等ではないこと。また、暴力団員等と関係を有していないこと。

④「令和5年度弘前市交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金」、「令和5年度弘前市弘南鉄道運行継続支援金」の交付を受けていないこと。



▼支援金の額

契約電力	1カ月の使用電力量	支援金の額
高圧	24,999kWh以下	20万円
	25,000kWh～49,999kWh	35万円
	50,000kWh以上	50万円
特別高圧	一律	100万円

▼申請方法 10月31日（火・必着）までに交付申請書兼請求書および誓約書に必要事項を記入し、添付書類を添えて郵送で提出を。
※「封筒貼付用あて紙」を貼り付けた角型封筒（切手不要）で郵送してください。



必要書類など詳細は、市ホームページ（QRコード）でご確認ください。

■問い合わせ・申請先 令和5年度弘前市中小企業者等高圧・特別高圧電気価格高騰対策支援金事務局（グロップ弘前コンタクトセンター内、☎0120-001-327、平日の午前9時～午後8時）

子育て世帯を
支援します

ひとり親世帯等臨時特別給付金

青森県独自の支援として、低所得の子育て世帯に給付金を支給します。

▼支給額 児童1人につき5万円

▼支給対象 令和5年5月12日時点で県内に住所を有するまたは令和5年5月13日～令和6年2月29日に県内に住所を有する人で、令和5年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（以下、「国給付金」）を次のいずれかの自治体から受給した人

①弘前市／②県外の自治体

※弘前市以外の県内の自治体から受給した人は、その自治体に確認してください。

▼申請の要否 市から国給付金を受給した人＝不要／県外の自治体で国給付金を受給した人＝必要

▼申請に必要な書類 申請者の身分証明書（マイ

ナンバーカード〈表面〉、運転免許証、健康保険証等の写し／給付金を受け取る口座の通帳やキャッシュカードの写し／国給付金の受給がわかる書類（支給決定通知や通帳の写し等）

※申請書は子ども家庭課に設置しています／申請書の郵送を希望する場合はお問い合わせください。

▼申請期限 令和6年2月29日（木）

▼その他 申請が不要な人には、8月4日に国給付金の支給口座へ支給済み（5月20日以降に国給付金を受給した人は8月中に支給予定）／申請が必要な人は、申請してからおおむね3週間以内に指定の口座へ支給

詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 子ども家庭課家庭給付係（市役所1階、☎40-7039）

昨年度の状況を
公表します

令和4年度弘前市パブリックコメント制度実施状況

令和4年度は8の施策について実施され、31件の意見が寄せられました。各施策での実施状況は下表のとおりです。なお、結果はすべて市ホームページで公表しています。

ムページで公表しています。

■問い合わせ先 広聴広報課広聴広報係（☎35-1194）

募集対象項目	募集期間	意見などの提出件数	政策案の修正件数	担当課
弘前市地域福祉計画（改訂案）	12月15日～1月16日	0	0	福祉総務課（☎40-7037）
弘前市都市計画道路見直し方針（案）	12月19日～1月25日	6	2	都市計画課（☎35-1134）
弘前市総合計画 後期基本計画（素案）	12月20日～1月19日	2	0	企画課（☎40-7021）
弘前市男女共同参画プラン2023（素案）	1月13日～2月3日	14	4	企画課（☎26-6349）
第2期弘前市子ども・子育て支援事業計画（改訂案）	1月16日～2月15日	0	0	子ども家庭課（☎35-1131）
弘前市公共施設個別施設計画（改訂案）	2月13日～3月10日	9	8	管財課（☎40-7111）
弘前駅自由通路等個別施設計画（素案）	2月13日～3月10日	0	0	土木課（☎35-1127）
第2期弘前市スポーツ推進計画（素案）	2月14日～3月15日	0	0	スポーツ振興課（☎40-7115）